



うそ電話詐欺犯情報

「地方裁判所管理局」名で発送されたハガキは要注意!!



県内各地に、「地方裁判所管理局」の名称で、「民事訴訟に関する通知書」と思われる「不審ハガキ」が送り付けられています。

これまで、同類の不審ハガキに関する注意喚起を行っていますが、今回、新たな名称で発送されていますので、下記事例を参考にして、被害に遭わないように注意してください。

【不審ハガキの一例】

特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号（〇）※※※

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。

尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立合いの元、給料差押え及び動産、不動産の差押えを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂く様お願い致します。裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取下げ最終期日 平成〇年〇月〇日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-〇〇〇〇-×××

東京都千代田区霞が関 ····
受付時間 9:00~19:00

● これまでの「不審ハガキ」に書かれていた ◎ 送り主の名称

○ 法務省管轄支局

- ・国民訴訟お客様管理センター
 - ・国民訴訟通達センター
 - ・国民訴訟通達管理センター
 - ・消費者訴訟告知センター
 - ・民事訴訟管理センター
- など

◎ 送り主の所在地

- ・東京都千代田区霞が関1丁目 ····
- ・東京都千代田区霞が関3丁目 ····
- ・東京都千代田区九段南1丁目 ····

など、いずれも、官公庁の所在地域となっています。

◎ 電話番号

03-10000-XXXX

※ 市外局番以降の番号は、発送の都度、変更され一定ではありません。

◎ 取下げ最終期日

受領者を慌てさせるため、ハガキ到達時期から、2~3日後が記載されています。

【注意点】

うそ電話詐欺は、一段と悪質・巧妙になっています。

○ 訴訟などの重要な通知が、ハガキ（普通郵便〈封書〉の場合あり）

で届いた時は、詐欺を疑うこと。

（郵便切手が貼られているものは、要注意）

○ 本物と思われるため、文面側にプライバシー保護シール（目隠しシール）が貼られている場合があること。

○ 送り主の名称と電話番号や所在地が合っているか、電話帳などで確認すること。

○ 不審、不安に感じた場合は、相手に連絡せずに、家族又は最寄りの警察署や消費生活センター（消費者ホットライン「188」）に相談すること。

などを心掛け、被害に遭わないように注意しましょう。

※ 不審電話等の相談は、最寄りの警察署又は鹿児島県警察本部へ（TEL099-206-0110又は#9110）

